

統計委員会部会設置内規 (改正案)

(平成 19 年 10 月 5 日  
 統計委員会決定)  
 改正 平成 19 年 10 月 29 日  
 改正 平成 20 年 11 月 10 日  
 改正 平成 21 年 1 月 19 日  
 改正 平成 21 年 3 月 9 日  
 改正 平成 22 年 5 月 21 日  
 改正 平成 26 年 8 月 5 日  
 改正 平成 28 年 4 月 26 日  
改正 平成 29 年 2 月 23 日

統計委員会（以下「委員会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

| 名 称                    | 所 掌 事 務  |
|------------------------|--|
| 基本計画部会                 | 公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項（横断的課題検討部会 <u>又は国民経済計算体系的整備部会</u> の所掌に属する事項を除く。） |
| 横断的課題検討部会              | 法律の施行の状況に関する事項のうち、複数の統計に関連する統計技術又は統計調査以外の方法により集められた情報等に関する事項（ <u>国民経済計算体系的整備部会の所掌に属する事項を除く。</u> ）      |
| 国民経済計算 <u>体系的整備</u> 部会 | 国民経済計算の作成基準の設定、 <u>及び産業連関表に関する事項、及び法律の施行の状況に関する事項（国民経済計算及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に係る事項）</u>                 |
| 人口・社会統計部会              | 人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項  |
| 産業統計部会                 | 農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項  |
| サービス統計・企業統計部会          | 通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項                               |
| 統計基準部会                 | 統計基準に関する事項   |
| 匿名データ部会                | 基幹統計調査に係る匿名データに関する事項   |

(注) ただし、委員長は、部会の審議状況等に応じて、審議を付託する部会を変更することができる。